eisai.co.jp

コーポレートガバナンスプリンシプル | 定款と関連規則等 | エーザイ株式会社

当社は、指名委員会等設置会社を選択し、経営の監督機能は取締役会が担い、業務執行機能は執行役が担う。これにより、経営の監督機能と業務執行機能とを明確に分離し、経営の活力を増大させ、経営の公正性・透明性を確保する。

2.

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役の員数は、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な数を維持する。

• 3.

取締役会は、その過半数を独立性・中立性のある社外取締役とする。

• 4.

執行役を兼任する取締役は、代表執行役CEO1名のみとする。

• 5.

経営の監督機能と業務執行機能の分離を徹底するため、取締役会の議長と代表執行 役CEOを分離する。

• 6.

当社は、会社法に基づき指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置する。また、取締役会は、必要に応じて、指名委員会、監査委員会および報酬委員会以外の取締役会内委員会を設置する。

/ 2

• 7.

当社は、コーポレートガバナンスの継続的な充実を図るため、社外取締役のみで構成するhhcガバナンス委員会を設置する。

• 8.

指名委員会および報酬委員会の委員は、全員を社外取締役とし、監査委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。

• 9.

指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員長は社外取締役とする。

• 10.

監査委員会を構成する社外取締役は、財務・会計、法律、経営などの専門家から選定し、社内取締役は、当社において豊富な経験を有する者から選定する。

• 11.

監査委員会委員は、監査の独立性を確保するため、指名委員会および報酬委員会の 委員を兼任しない。

12.

取締役会ならびに指名委員会および報酬委員会の事務局として取締役会事務局を、監査委員会の事務局として経営監査部を設置する。